

# 生産性向上特別措置法「先端設備等導入計画」

## 【固定資産税の特例】（地方税）

### 概要

- ・中小企業者等が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、認定を受ける事ができます。認定を受けた場合は税制支援などの支援措置をうけることができます。

### 適用期間

- ・「生産性向上特別措置法」の施工日から2021年3月31日までの期間
- ※「生産性向上特別措置法」の施工日：2018年6月6日

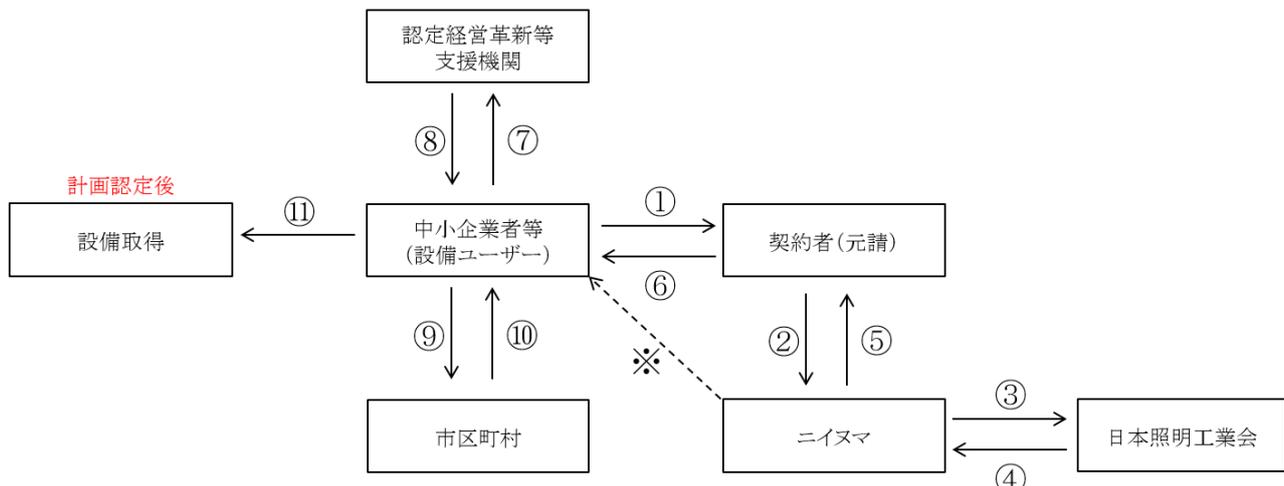
### 条件（LED照明の場合“設備の種類：建物附属設備”に該当）

- ・所在する市区町村が「導入促進基本計画」を策定していること
- ・一定期間内に販売されたモデル（最新モデルである必要なし、中古資産は対象外）
- ・旧モデルと比較し生産性が年平均1%以上向上していること
- ・最低取得価格60万円以上（製品代のみ）であること
- ・器具一体型の製品のみ対象
  - 対象になるニイヌマ製品
  - 高天井LED【SKY】
  - 高天井LED【BRIGHT】【CORE】【OIL】】 ZTUシリーズ・ZNAシリーズ
  - 高天井LED【ICE】
  - LED小型投光器
  - LEDベースライト
- ・建物に付帯する照明設備であること（屋内であること）

### 税制支援

- ・固定資産税の課税標準が3年間にわたってゼロから2分の1の間で市区町村が定めた割合に軽減される。

### 手続きスキーム



- ① 中小企業者等（設備ユーザー）より契約者（元請）へ証明書発行の依頼
  - ② 契約者（元請）よりニイヌマへ証明書発行の依頼
  - ③ ニイヌマより日本照明工業会へ証明書発行の申請
  - ④ 日本照明工業会よりニイヌマへ証明書の発行
  - ⑤ ニイヌマより契約者（元請）へ証明書の郵送
  - ⑥ 契約者（元請）より設備ユーザーへ証明書の郵送  
※ニイヌマより設備ユーザーへ直送も可 別途ご相談ください。
  - ⑦ 中小企業者等（設備ユーザー）より認定経営革新等支援機関へ事前確認の依頼
  - ⑧ 認定経営革新等支援機関より中小企業者等（設備ユーザー）へ事前確認書の発行
  - ⑨ 中小企業者等（設備ユーザー）より市区町村へ先端設備等導入計画の申請
  - ⑩ 市区町村より中小企業者等（設備ユーザー）へ先端設備等導入計画の認定
- ↓先端設備等導入計画認定後
- ⑪ 中小企業者等（設備ユーザー）設備取得
  - ⑫ 中小企業者等（設備ユーザー）より所在する市町村へ税務申告

※計画変更により設備を追加する場合や、先端設備等導入計画の申請・認定前までに工業会証明書が取得出来なかった場合でも誓約書および工業会証明書を追加提出することで当税制支援を受け事が可能です。（指定期間等の定めあり）詳しくは生産性向上特別措置法先端設備等導入計画策定の手引きをご確認下さい。

### 注意事項

- ・ 日本照明工業会に証明書発行依頼を実施する際は、決まった書式に基づき発行依頼を実施します。
- ・ 書類に不備（型式や事業所名の誤り）等が発生した場合、税制支援を受けられない場合があります。

### お問合せ

- ・ ニイヌマ株式会社 TEL:048-951-1041
- ・ 中小企業庁 TEL:03-6744-6601
- ・ 日本照明工業会 TEL:03-6803-0501
- ・ 所在する市区町村：「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村に限る  
※同意を受けている市区町村リストは中小企業庁のHPで確認できます  
URL : <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

当税制支援は中小企業等経営強化法に基づく税制措置の固定資産税の特例との併用は不可能です。但し、中小企業等経営強化法に基づく税制措置の中小企業経営強化税制との併用は可能です。

※工業会証明書は複写にてご使用頂けます。